

行橋市手話言語条例

手話は、わが国においては、明治時代に始まり、先人の知恵と経験が溶け込み、独自の言語体系として創造され、今日に至るまで大切に受け継がれることにより、発展してきた努力の所産である。

しかし、決して順調な発展を続けてきたわけではない。非音声言語である手話が正式な言語として国際的に捉えられたのは、平成18年12月の国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約が初めてであり、その歴史はあまりに浅い。我が国も平成26年に同条約を批准し、その精神は、障害者基本法をはじめとして、関係法の改正により息づくところとなり、制度的には前進したところであるが、手話の普及や手話への理解がいまだに大きな広がりを得ていない状況を鑑み、我々は改めて、ろう者が長きにわたり数々の困難に直面してきた歴史に思いを至らせなければならない。

行橋市は、先人の知恵と経験が溶け込み、豊かな自然が育まれ、今日に至るまで大切に受け継がれることにより、人と人との温かく繋がり合う心が息づいている。そして、手話には、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うとともに、知識を蓄え、文化を育んできた先人の魂が宿っている。

我々は、先人の遺した歴史的・文化的所産を紡ぎ、誰もが手話に親しみをもって温かく繋がり合う地域社会を築き上げることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する基本理念を定め、これに基づく市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する必要な施策を定めることにより、手話に対する理解を促進し、もってろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定

めるところによる。

(1) 手話の普及等 手話の普及その他手話を選択しやすい環境の整備をいう。

(2) ろう者 手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、ろう者が手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等に関する必要な施策を定め、これを推進するに当たっては、ろう者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去することについて、必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、ろう者に対するサービスの提供又はろう者の雇用において、手話を使用することに伴う負担が過重でないときは、ろう者が利用しやすいサービスの提供又はろう者が働きやすい環境の整備に向けて、手話の使用その他の必要かつ合理的な配慮に努めるものとする。

(ろう者の役割)

第7条 ろう者は、基本理念にのっとり、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、自主的かつ主体的に手話の普及に努めるものとする。

(施策の実施)

第8条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進す

るものとする。

- (1) 手話の普及及び啓発並びに手話及びろう者に対する理解の促進に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 手話通訳者及び手話奉仕員の養成及び確保に関する施策
- (5) 手話通訳者の派遣に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市長は、前項に掲げる施策の実施に当たっては、必要に応じて、ろう者、手話通訳者その他の関係者から意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、手話の普及等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。